

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正について (ホルムアルデヒド等に係る労働者の健康障害防止措置の拡充)

1 改正の趣旨

厚生労働省では、労働安全衛生法令上、製造工程等の管理について、未規制の化学物質であって、がん原性等労働者に重篤な健康障害を及ぼすおそれのあるものについては、労働者の当該物質へのばく露関係情報等に基づきリスク評価を行った上で必要な規制を行うこととしている。

今般、「平成18年度化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会」において、ホルムアルデヒド、1, 3-ブタジエン及び硫酸ジエチルについて、労働安全衛生関係法令の整備を検討すべきとされたところであり、これを踏まえ、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）等について必要な改正を行うこととする。

2 改正の内容

(1) 安衛令の一部改正

現行の安衛令別表第3において第3類物質とされているホルムアルデヒドを、第2類物質に変更すること。ただし、事業者は、ホルムアルデヒドを製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、当該労働者に対し特殊健康診断を行うことを要しないものとする。

※ ホルムアルデヒドが第2類物質とされることに伴い、これを製造し、又は取り扱う作業場については、作業環境測定を行わなければならないこととなる。

※ 健康管理については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第45条に基づく特定業務従事者健康診断により一般健康診断を6か月ごとに行うこととする。

(2) 特化則の一部改正

① 特化則第2条第3号に規定する特定第2類物質に、ホルムアルデヒド及びホルムアルデヒドをその重量の1%を超えて含有する物（以下「ホルムアルデヒド等」という。）を追加すること。

② ホルムアルデヒドに係る作業環境測定の記録及び作業環境測定の結果の評価の記録については、30年間保存すること。

③ 特化則第38条の3に規定する特別管理物質に、ホルムアルデヒド等を追加すること。

④ 事業者が、

ア 1, 3-ブタジエン若しくは1, 3-ブタジエンをその重量の1%を超え

て含有する製剤その他の物（以下「1,3-ブタジエン等」という。）を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業

イ 硫酸ジエチル又は硫酸ジエチルをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「硫酸ジエチル等」という。）を触媒として取り扱う作業

に労働者を従事させるときにおける発散源の密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置等講ずべき措置を定めること。

（3）労働安全衛生規則の一部改正関係

労働安全衛生法第88条第2項に基づく計画の届出をすべき機械等として規定されている労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）別表第7に、1,3-ブタジエン等又は硫酸ジエチル等に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。）を追加すること。

（4）施行期日等

- ① 一部の規定を除き、平成20年3月1日から施行すること。
- ② この政令及び省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。